

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和7年12月15日（令和7年（行情）諮問第1445号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第675号）

事件名：審査官の給与水準に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年2月15日付け20211217特許7により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は、違法かつ不当である。即ち、「技術審査官（通常審査官・任期付審査官）・意匠審査官・商標審査官の各審査官の給与水準に関する文書。」は、人事管理上、必須の内容であり、これらの文書は存在しているはずである。

よって、原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問の概要

- （1）審査請求人は、令和3年12月15日付けで、法3条に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、令和3年12月17日付けでこれを受理した。
- （2）本件開示請求に対し、処分庁は、令和4年1月13日付けで、法10条2項の規定に基づき、開示決定等の期限の延長を行った。その後、処分庁は、同年2月15日付けで、本件対象文書について、法9条2項の規定に基づき、文書番号20211217特許7をもって、下記2のとおり、全部を不開示とする決定（原処分）を行った。
- （3）審査請求人は、令和4年5月23日付けで、諮問庁に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）2条の規定に基づき、原処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は、同月26日付けでこれを受理した。

(4) 本件審査請求を受け、諮問庁は、原処分 of 適法性及び妥当性につき改めて慎重に精査したが、本件審査請求については理由がないと認められるので、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 原処分における処分庁の決定及びその理由

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の全部を不開示とする決定（原処分）を行った。文書を不開示とした理由は、特許審査官等の審査官に係る給与水準に関する文書は、特許庁において作成も取得もしておらず保有していないためである。

3 審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、原処分に対して、本件対象文書は人事管理上、必須の内容であり、存在しているはずの旨主張している。

しかしながら、開示請求内容から特定できる文書は、特許庁において作成しておらず、保有もしていない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和8年9月17日 審議
- ④ 同年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、当該文書について、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 特許審査官等の審査官の給与は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）6条1項2号に規定される専門行政職俸給表が適用される。当該俸給表の外に審査官の給与水準を規定するものはない。

イ 特許庁の給与事務上、専門行政職俸給表は、e-LAWS（法制執

務業務支援システム）や人事院ウェブサイトに掲載されたものを参照するのみで事足りるため、複製・加工物を作成することはない。また、執務参考用に購入している給与法の解説書等に専門行政職俸給表が掲載されていることがあるが、この場合においても、法２条２項１号に該当し、行政文書に当たらない。

したがって、特許庁において、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書は保有していない。

- (２) 当審査会において給与法の規定を確認したところ、特許審査官等の審査官の給与は、専門行政職俸給表の適用を受けるものと認められる。そうすると、当該俸給表の外に審査官の給与水準を規定するものはないとする上記（１）アの諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

また、特許庁の給与事務における専門行政職俸給表の取扱いに係る上記（１）イの諮問庁の説明についても、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められないことからすると、特許庁において、本件開示請求の対象として特定すべき行政文書として本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件は、審査請求から諮問までに約３年７か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、また、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に係る審査請求事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第２部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

技術審査官（通常審査官・任期付審査官）・意匠審査官・商標審査官の各審査官の給与水準に関する文書。